

公共交通機関を利用した観光周遊促進業務 委託に係るプロポーザル応募要領

1 趣 旨

この要領は、「公共交通機関を利用した観光周遊促進業務」を委託する業者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するための必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務

(1) 業 務 名

公共交通機関を利用した観光周遊促進業務

(2) 目 的

新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ観光需要を喚起するため、「3密」を回避できる「安心安全」な県内公共交通機関が連携した非接触型のデジタルスタンプラリーを実施する。

(3) 業 務 内 容

別添「公共交通機関を利用した観光周遊促進業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(4) 委 託 期 間

契約締結の日から令和4年2月28日（月）まで

(5) 提案上限額

6,300千円（消費税及び地方特別消費税を含む）

3 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この手続の開始の日から契約日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 当該手続きの参加資格を有しないとき。
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき。

- (3) 提案の内容が最低限の要求水準を満たしていないとき。
- (4) 提案書の重要事項が適切に記述されていないとき。

5 企画提案書等の作成方法、提出方法、提出部数、提出先及び提出期限

(1) 作成方法

- ・ 様式・版：様式自由、A4版
会社概要は既存のパンフレットを添付することでも可。
- ・ 業務の目的等に留意し、以下の企画提案書等を提出すること。

《企画提案書（以下①～④）》

①表紙

会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。

②提案書

- ・ 企画提案趣旨（総論）
- ・ 業務実施体制
- ・ 緊急時の連絡体制、苦情等相談に係る処理体制
- ・ 類似業務の実績
- ・ 実施スケジュール
- ・ スタンプラリー実施に係る企画案
（名称、景品、システム、広報）

③会社概要

所在地や資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要がわかるもの。

④参考見積書

- ・ 本業務に係る所要経費を全て見積もること。（消費税及び地方消費税を含む。）
- ・ 見積の根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。
- ・ 見積に当たっては、各業務に係る経費や管理費等を過大に計上することなく、適正に見積もること。

(2) 提出方法

企画提案書等の提出は、持参または郵送とする。

(3) 提出部数

7部（正本1部、副本6部） ※電子データも併せて提出

(4) 提出先

〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県観光スポーツ文化局観光プロモーション推進室内 一般社団法人 山口県観光連盟 「公共交通機関を利用した観光周遊促進業務」 担当 勝間田 行
--

(5) 提出期限

令和3年5月31日(月) 17:00まで(必着)

(6) その他

提案は、1業者につき1提案とする。

6 提案への参加意向確認

この要領に基づく提案の参加意向について、「提案参加意向確認書」(別記様式1)を次のとおり提出すること。

ア 提出期限

令和3年5月14日(金) 17:00まで(必着)

※FAX可。但し、FAX送信の場合は担当者に着信を確認すること。

イ 提出先

〒753-8501 山口市滝町1番1号
山口県観光スポーツ文化部観光プロモーション推進室内
一般社団法人 山口県観光連盟
「公共交通機関を利用した観光周遊促進業務」 担当 勝間田 行
TEL: 083-933-3170 FAX: 083-933-3179

7 審査の実施

公共交通機関を利用した観光周遊促進業務委託プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」)において、書面審査を行う。

8 審査項目及び審査基準

審査項目	配点	評価基準
1 全体		
業務実施体制	5	○業務遂行能力があるか ○業務実施体制を確立しているか ○業務実施スケジュールは適切か ○県観光連盟からの指示に迅速対応できるか
2 各論		
名称	10	○山口県(観光)の魅力が伝わるものとなっているか ○企画提案に沿った名称となっているか

コンセプト等	25	<input type="checkbox"/> 企画提案に沿った内容となっているか <input type="checkbox"/> 県内周遊を促進させる内容となっているか <input type="checkbox"/> 幅広い年代が参加できる内容となっているか <input type="checkbox"/> 集客が多く見込める工夫を凝らしているか
景品	15	<input type="checkbox"/> 魅力ある景品が提案されているか <input type="checkbox"/> 目標数と景品の設定は適切か
システム	20	<input type="checkbox"/> 周遊に魅力を感じるものとなっているか。 <input type="checkbox"/> 利用しやすいか <input type="checkbox"/> システム内で魅力の発信がなされているか
広報	15	<input type="checkbox"/> 効果的な広報が提案されているか (スタンプラリー開催前・開催期間中)
3 参考見積書	10	<input type="checkbox"/> 提案内容に応じた事業規模の所要額が適切に見積もられているか <input type="checkbox"/> 経理費等を過大に計上していないか <input type="checkbox"/> 経費配分等が明示されているか
合計	100	

9 提案に係る経費

書類の作成など、提案に要する経費は提案者の負担とする。

10 提案書類の返還

この要領に基づき提出された提案書類等については返還しない。

11 質問と回答

この要領に関する質問の提出については、次のとおりとする。なお、質問に対する回答については、提案への参加意向を示した全員に対し行うこととし、回答文書については、この要領を追加又は修正したものとして取り扱う。

ア 質問書（別記様式2）の提出期限・提出方法等

令和3年5月14日（金）17：00まで（必着） FAX可

イ 提出先

〒753-8501 山口市滝町1番1号
山口県観光スポーツ文化振興部観光プロモーション推進室内
一般社団法人 山口県観光連盟
「公共交通機関を利用した観光周遊促進業務」 担当 勝間田 行
TEL：083-933-3170 FAX：083-933-3179

ウ 回答期限・回答方法

令和3年5月19日（水）17：00までにFAXにより回答。

12 提案者の決定通知等

- (1) 提案書等の審査により、特定の提案者1者を決定した後、選定結果を提案者全員に対し、文書により通知する。
- (2) 提出された提案書等は特定の提案者1者を決定するための資料であり、事業実施に当たっては、契約の相手方決定後、詳細な仕様書を作成し、その仕様に基づき事業を実施する。

13 実施内容の変更等

一般社団法人山口県観光連盟は、山口県の補助金交付の可否等の予算上の都合、その他やむを得ない理由があるときは、本業務について、実施内容を変更または中止することがある。

14 成果物の著作権

事業により作成した成果等の著作権は、一般社団法人山口県観光連盟に帰属するものとする。